

矢吹町公告第30号

矢吹農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域にある土地の所有権その他の土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは令和8年9月17日の翌日から起算して15日以内に申し出ることができる。

令和 8年 8 月 18 日

矢吹町長 蛭田 泰昭



1. 農用地利用計画案の縦覧期間

自 令和8年8月19日

至 令和8年9月17日

2. 農用地利用計画案の縦覧場所

矢吹町役場 農業振興課

矢吹町一本木101番地